## 食品に関するリスクコミュニケーションにおける事前意見・質問について

平成17年9月9日 千葉県千葉市会場

$\overline{}$	55 00 <del>1</del> 7	E	平成1/年9月9日 十葉県十葉市芸場
<u></u>	質問者	質問の内容	回答
1	事業者	輸入食品に対して実施している検査対象危害物質(化学的、微生物的など)は、どのような理由に基づいて選定しているのか知りたい。また新規に検査対象として追加する際の判断となる情報(国際的な海外主要国からの)はどこから入手しているのかを教えてもらいたい。	去の違反状況や検出状況、海外での情報を参考としています。また、海外情報の収集は、在外日本大使館による情報や食品安全委員会事務局及び国立医薬品食品衛生研究所において収集している情報を参考にしています。なお、国立医薬品食品衛生研究所において収集している海外情報は国立医薬品食品衛生研究所のホームページにも掲載されています。 (http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html)
2		輸出国との基準の統一をお願いしたい。 輸出 国での出荷時検査をすれば日本入荷時に検査 不要になるように手続きの変更を希望します。	国際機関であるコーデックス委員会で、国際基準の設定など統一化の取組が進められていますが、農薬等の規制は各国、地域(EU等)で、その国における気候風土、病害虫の発生状況、農作物の摂取量などをもとに行っているため、全てを統一するのは困難です。輸出国での出荷前検査の受け入れについては、食品添加物のように比較的均一に分布し、検体採取の影響が少ないと考えられ、かつ、輸送時の変化も少ないと考えられるものについて、厚生労働省に登録されている輸出国公的検査機関の検査成績書を受け入れているところですが、残留農薬については検体採取等が検査結果に与える影響が大きいため原則として輸出国での検査成績書は受け入れていません。
3		輸入食品(農作物)の残留農薬については輸入の段階で確実な安全確保がされたもののみとなり、輸入農作物を使用して加工製造メーカーが個々に重複確認をせずに済む様、行政としての取り組みを強く要望いたします。	食品衛生法第3条第1項に「食品等事業者は、販売食品等について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料のの必要な性で、販売食品等の自主検査の原材料のの必要な出ています。 と、販売食品等の自主検査をの原材料のの必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定薬、気にしているに影響を及ぼすおり、また、食品の生産の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行うに当たで、食品が食品の安全性の確保にいることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階においても、自らが食品の安全性の確保にののと考えまで、自らがわが国の残留農薬の規格基準に適合していることを認識して、食品の安全性を確保に当たり、おりに必要な措置を食品供給でおり、しており、対策を確認した上で輸入するによれており、対策を確認した上で輸入するでは表しており、対策を確認したよが明に監視を行うため、毎年度ます。また、国においても、輸入食品の安全性確保に当たり、対果的、対率的、対策を有けるによいが表しており、対策を確認したよでも公表しており、対策を取ることとしており、こうした内容は厚生労働省のホームページなどでも公表しています。

	質問者	質問の内容	回答
		輸入野菜の農薬汚染が心配です。知らずに口に入ってしまっている現状を何とかしてほしい。検疫体制の強化を望みます。	農薬の使用状況等を勘案し、検疫所において輸入食品監視指導計画に基づき計画的に検査を実施しています。検査の結果、基準を超える農薬が検出される等の問題が生じた場合や海外での情報に基づき、違反の可能性が高いものは、品目ごとに100%検査を実施(検査命令)し、その他のものについてはスクリーニング的に抽出検査(モニタリング検査)を実施しています。また、輸出国政府との二国間協議等を通じて農薬の適正使用等の対策を講じているところです。また、農薬等のポジティブリスト制の導入を踏まえ、検疫所における検査設備の充実、モニタリング検査(年間計画に基づく検査)の検査項目の拡充等により輸入時検査体制の強化を図るとともに、輸出国における衛生対策の推進、輸入者への指導の強化を行っているところです。
5		成田空港にある検疫所の見学に行ったときに輸入農産物に付着している虫の標本がありました。消費者にこの事実をもっと情報公開すべきです。 輸入食品の監視体制を強化すべきである。	検疫所における輸入食品の監視指導については、前述したとおりです。 なお、動物の伝染性疾病や植物の病害虫が我が国に 侵入することのないよう、動植物や農畜産物の輸入に 当たっては、動植物検疫を実施しています。これらの情報はウェブサイトで入手することができますので、ぜひご覧下さい。 農林水産省動物検疫所(http://www.maff-aqs.go.jp/) 農林水産省植物防疫所(http://www.pps.go.jp/)
6	消費者	輸入食品の安全確保及び残留農薬のポジティブリスト制度の導入について、私どもとしては時を得た企画で本当に有難いことです。実は輸入品が国産品と同じリスクをクリアしていき、価格のみでなくて表示も確かになってもらえれば安心できます。ただ安いだけ、安全性は今一歩では困ります。	
7	消費者	安易に手に入れば感謝よりいいかげんに扱いがちでしょう。今ヴァーチャルウォータが問題になりつつあります。購入した食品は大切に使わせていただきたい環境上にもです。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
8	消費者	外国産も表示を同じにすれば、いいかげんなことをされた時取り締まれますから、貿易上の問題でなく。	国内で販売される輸入食品は、食品衛生法及びJAS法に基づき、国内で製造された食品同様の表示が義務付けられています。
		本年度の千葉市の消費生活展に輸入食品の安全性という事で取り上げたい希望でおります。	
	事業者	特に生協さんは輸入品を悪く思われています。 しかしその中でもよい品を日本に送ってくる国が 有る事を広く知らしめて頂きたい。例えばノル ウェーのサーモンやデンマークの豚肉など。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
1111	食品業者	輸入農産物に対してもトレーサビリティーを要求すべきである。国産だけやっているのはおかしい。	トレーサビリティシステムの導入について、①牛肉については、牛肉トレーサビリティ法によって義務化され、②牛肉以外の食品全般については、生産者・食品事業者の自主的な導入の取組を基本として、その導入を支援しています。このシステムの導入により、①食品に問題が生じた際の原因究明や回収等の迅速化、②消費者への情報提供を行っての強力による表示の信頼性の確保、③製品管理・品・食品事業者・消費者等の食品チェーン関係者にとってのメリットとなります。輸入農産物についても、生産現場が海外にあるため生産・流通履歴や情報の正確性をどのように確保するかという問題はあるものの、国内での取組みと同様に海外生産者や輸入・流通業者が自主的に取り組んで頂けることを期待しており、導入を進めようとする事業者に対し、参考となる手引き書の作成、セミナーの開催等により情報提供を行っています。

	質問者	質問の内容	回答
12	消費者		5日交換会での説明等がご理解のお役にたてばと思い
		入品に頼らざるを得ない現状は極めて由々しい問題である。しかしデパ地下に行っても又コンビニでも間もなく品が常勝手に入る。子供の時から消費者にどうすべきか啓蒙していく必要がある。食品が我々の体を蝕んでいる事実がありえなる。個々施策を含めつまびらかにして対屈せず国民を守れるのだろうか? 日本は米国の属当をとられ質の問題について疎が過ぎないか? 中国からの輸入品が非常に増大し中間の健康を守る安全な食品をどう調達しているのでまだけでなくよく理解できる資料を提出していると思うが、育をはまないか? 中国からの輸入品が非常に増大し時間本の健康を守る安全な食品をどう調達しているのではまだけでなくよく理解できる資料を提出しているのでしょうか	ます。ご意見をいただき、ありがとうございました。
		食品の安全と安心を確保するためのポジティブリスト制度は重要です。 意見交換会を通して制度の透明性を図ることは大変結構です。 説明において制度の用語に誤解が生じないよう心掛けてください。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
14	消費者	食品添加物、合成洗剤、農薬など多くの化学物質がつかわれています。食品添加物だけ一つとっても複合毒性についても調べられていません。除草剤CNPやアスベストなども企業・生産者優先の対応で問題が大きくなっています。人の安全を優先した対策を期待しています。なんといっても予防原則の視点でお願いします。	仮に、この世の化学物質がA、B、C、Dの4種しかない場合でも、それぞれA、B、C、D単品の他に①AB、②AC、③AD、④BC、⑤BD、⑥CD、⑦ABC、⑧ABD、⑨ACD、⑩BCD、⑪ABCDの組み合わせが考えられ、これが100種類になっただけでも膨大な数になり、これを全て評価することは技術的に困難です。食品添加物や農薬の使用を認める当たっては、動物を用いた毒性試験の成績に基づき一日摂取許容量の能用いた毒性試験の成績に基づき一日摂取許容量の範囲に収まるように、強ア・関係を定めていまいまるとともに、当該物質の上限等を定めていまるように、使用量がにその量に安全にの許容量は、当該物質の上であるときるに、当該物質の上での場合であるとともに、当該物質の上での場合でない。この許容性試験においても、更にその量に安全係(通常は1/100)を乗じておけるとであるもので複合的ないでは、国立のような摂取レベルにおけるとであるものであっては、国がにおいても同様であると承知していまいよいでまいりましたが、相乗的な悪影響は確認されても、のの方法によって安全性の確保を図ることができのため、複数の化学物質を摂取する場合であっても、現行の方法によって安全性の確保を図ることができのため、複数の化学物質を摂取する場合であると考えていますが、相乗的な悪影響は確認されてよいまいでもの方法によってまると表面が応言に対処していきたいと考えていますが、知りにしまっとするリスク分析の考え方に基づいて行っているところです。
15		魚介類(天然と養殖両方について)の残留農薬 検査についてはどのような対応をしていけば良 いのでしょうか?酵母エキス(ビール酵母の大麦 やホップなど)の原料についても検査対象になり ますか?食塩は検査対象ですか?	ポジティブリスト制度では、加工食品を含む全ての食品が規制の対象になります。加工食品として基準が設定されたもの以外は、原材料の段階での基準適合性が考

	質問者	質問の内容	回答
16	食品等事業者	食品添加物の取り扱いはどうなるのですか。	ポジティブリスト制度の根拠となる条文(食品衛生法第11条第3項)では、「食品」とのみ記載されており、ポジティブリスト制は「食品」のみを対象としています。また、食品衛生法第4条では、食品と添加物は別々に定義されており、規制上別のものとして取り扱われております。このため、食品添加物そのものはポジティブリスト制度の規制対象ではありません。
17	食品等事業者	ポジティブリスト制度について、食品添加物は対象外とのことですが、既存・天然すべて対象外と考えて良いのでしょうか。また加工助剤についての考え方を教えて下さい。	
18	行政機 関等関 係者	天敵(微生物を含む)は、一般に常在するものであり、「対象外物質」としていたものを、外した理由は何か?	対象外物質については、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを指定するとの考え方で指定しています。 天敵は一般に常在するとのことですが、市販の食品での残留は予測しがたく、最終案の対象からはずれました。
19	食品等	でん粉(国産・輸入とも)の残留農薬基準について①、農薬の対象外物質とされている事から、 農薬の残留が通常あり得ない物質(食品)と位置づけられないか。②、①が困難な場合、業界(でん粉を原料とする加工食品業界全般)の混乱を避けるため、でん粉の基準設定等何らかの整理ができないか。	ポジティブリスト制度では、加工食品を含む全ての食品が規制の対象になり、デンプンも例外ではありません。 農薬の対象外物質というのは、そのものが農薬として 用いられ、農畜水産物にある程度残留したとしても、人 の健康を損なうおそれがないと考えられるという意味で す。加工食品として基準が設定されたもの以外は、原材 料の段階での基準適合性が考慮されます。一口にデン プンといってもその原料は多様であり、デンプンとしての 基準設定は困難ではないかと考えます。
20	行政機 関等関 係者	ポジティブリスト制度における一律基準は、厳格化・緩和を含め、今後の見直しについてどう考えているのか。	
21		基準を採用された5つの国と地域以外の国々に対しての十分な説明がまだまだ足りていないものと推察いたします。施行までの3年間の猶予期間がありましたが、最終案で大きく変わった内容もあり施行時の混乱が予想されます。改正法の運用に際しては、この点の配慮をお願いいたします。	施行は、公布後3年以内とされており、法改正なしにこれが変更されることはありません。残された時間の中で制度の説明に努めていきたいと考えます。
22			使用される可能性のある農薬等の種類や方法、残留基準違反事例の有無などを確認する、必要に応じ残留状況について分析する、などの取組みが安全性の確保のために重要であると考えます。
23	食品等 事業者	香辛料・ハーブに関しては、水分の換算係数により基準適否に大きく影響しかねません。係数を 決めるにあたっての参考になる情報があれば、 ご紹介下さい。	厚生労働省におきましても検討中の段階であり、申しわけありませんが現時点でお示しできる情報はありません。
24		食品工場内で使用される殺虫剤が加工食品へ 混入・残留する可能性について、また、その対応 については、どの様にお考えでしょうか?	工場内で、そ族・昆虫対策や機器の衛生管理を目的に 薬剤を使用する場合、その使用方法や管理運営基準 の規定を遵守し適切に使用されている限りにおいて、残 留が問題となる可能性は少ないと考えており、適切な使 用を推進していくこととしています。

	質問者	質問の内容	回答
25		国内品についても輸入品と同じ頻度検査を実施しなければ、公平性に欠けないでしょうか。 ADI の考え方にて、「基準値」の設定にて、即違法とされるクリティカルな数値と、要観察のオペレーション管理数値に分けて行政措置等可能でしょうか。	問題は、検査頻度ではなく、基準に適合しているかどうかであると考えます。基準値を超えた場合は違反であるとの判断になりますが、回収などの措置が必要かについては、その残留量など衛生上の必要性も考慮し、個別の事例ごとに判断されることになります。
26	その他	過日、横浜輸入食品衛生協議会主催で、「輸入食品の監視業務」「平成17年度輸入食品監視指導計画」「残留農薬等のポジティブリスト制度」の説明を受けました。 残留農薬について、本当に食品の流通を考えての検査体制がとれるのか疑問に感じました。一律規制、暫定基準も本当に安全なものなのかも感じられます。	今回は、原則自由のネガティブリスト制度から、原則禁止のポジティブリスト制度への大きな変更となるため、検査の在り方についても検討する必要があります。ただ漫然と毎回約700に上る農薬を検査するのは非効率であり、使用される可能性のある農薬等を重点的に検査し、可能性の低いものは検査頻度を少なくするなどそれぞれの実情を考慮した工夫が必要ではないかと考えます。 一律基準や暫定基準は、詳細にリスク評価をする時間がないため、制度の導入後に食品安全委員会に評価を依頼することとしていますが、これまで、ほとんど規制なく販売等されていたことと比較すれば、安全性は高まるものと考えます。
27		検査方法が定まっていないものは施行までに検 査方法が策定されると考えて宜しいのでしょう か。	厚生労働省では、検査法の開発を進めており、なるべく施行までに間に合うよう手当てしたいと考えています。なお、お示しする検査法は、不検出の農薬等に定める告示試験法を除き、検査法の1例としてお示しするものですので、それ以外の方法であっても、妥当性があらかじめ検証された検査法であれば有効と考えています。
28		市場経由の野菜のトレーサビリティ一確保ができていない。 野菜を市場より購入しているが、産地(県)までしかわからずどのような農薬を使用して栽培をされたのか調査できない。このようなルートの野菜の安全を確保するには農薬の飛散の問題と合わせて安全性を確認するためには、全ての農薬の残留分析検査を行う必要性がでてきます。 全農薬の検査には多額の費用と時間がかかってしまい、安い野菜が高額になり検査結果が出たときは葉物野菜(レタス等)の鮮度が落ち使用できなくなってしまいます。 何かもっと効率的な実状に合わせた安全の確認方法はないのでしょうか?	ある農薬等を重点的に検査し、可能性の低いものは検査頻度を少なくするなどそれぞれの実情を考慮した工夫が必要ではないかと考えます。 なお、農薬の使用に当たっては、農薬取締法により農薬の使用基準の遵守が義務付けられており、これに従って使用すること、残留基準値を超過しないことが確
29		ポジティブリストの対象農薬の測定方法が公表 されるのはいつ頃でしょうか?	分析法の通知は、告示にあわせて行う予定です。なお、これまでの検討状況について、最新のものとしては8月25日に厚生労働省のホームページに公開しています。
30		農薬等の一斉分析法の告示予定月日が決まっていたら教えて下さい。 一斉分析法で分析可能な農薬等は、ポジティブリストに収載された農薬等の何割位をカバーできる見込みでしょうか。	不検出の農薬等については、ポジティブリスト制度の告示に併せて検査法を告示することとしていますが、その他の試験法については、通知でお示しする予定です。通知についても、告示日にあわせて行う予定です。なお、一斉分析法は、GC-MS、LC-MSなどいくつかの方法を検討しており、おおざっぱに見積もって、6から8割ぐらいはカバーできる見込みです。
31		残留農薬について 検証は分析に負うところが 大きいと思いますので、測定方法の早期の確立 と公開をお願いします。 使用する原材料が、基 準に適合している事を確認・対応するためにも、 分析法の早期開発と公開をお願いします。	分析法の通知は、告示にあわせて行う予定です。なお、 これまでの検討状況について、最新のものとしては8月 25日に厚生労働省のホームページに公開しています。
32	事業者	ポジティブリスト制度について、制度の運用についてどのようになるのか。 現在残留農薬について検査を行っている機関が調査を断続するのか、新たに機関を設け、サンプルの調達・検査を行うのか。また、検査に関し公表・通知・指導などをどのように行っていくかを説明していただきたい。	輸入時における輸入食品については検疫所が、国内流通品(国産・輸入)については、都道府県などが食品等の検査を行います。指導等も適切に行っていきたいと考えております。

	質問者	質問の内容	回答
33	食品等	一斉分析法の確立の進歩状況をお知らせ下さ	これまでの検討状況について、最新のものとしては8月
	事業者	L'o	25日に厚生労働省のホームページに公開しています。
34	食品等 事業者	検証は分析に負うところが大きいと思いますので、測定方法の早期の確立と公開をお願いします。	分析法の通知は、告示にあわせて行う予定です。なお、 これまでの検討状況について、最新のものとしては8月 25日に厚生労働省のホームページに公開しています。
	その他	は約270と聞いていますが、分析方法の確立 (一斉検査)も含め検査制度が十分に追いつい ているかどうか、情報を得たい。	律基準が適用され、それを超えるものの販売等が禁止されるというものです。検査法の検討状況は、最新の状況を8月25日に厚生労働省のホームページに公開したところです。
36	その他	検査機関として、多数の標準物質を保有・管理 しなければならないと思いますが、管理マニュア ル等はありますか?検査機関によって独自に SOPを作成し、管理しなければならないのでしょ うか?	「登録検査機関が行う製品検査の業務管理」(平成16年3月23日付食安監第0323003号)において、試薬等の管理に関する取扱いが示されており、そのSOPの作成、改定時の留意点も示しております。なお、「登録検査機関における食品検査の信頼性確保について」(平成16年6月15日付食安監第0615002号)において、製品検査ではない自主検査についても、製品検査に準じた信頼性の確保がなされるよう指導しています。
37	食事業者	農業生産者・食品関連業者などへの周知方法などを今後どのようにしていくのか。	厚生労働省ホームページ等において情報を発信するとともに、食品事業者等の団体などを通じ、また今回のような機会を通じ、周知を図ってまいります。また、都道府県レベルでの関係者への情報提供等制度の円滑な施行が図れるよう、今後も都道府県等食品衛生担当者に制度についての説明等を行っていく予定です。農薬については、今後とも、生産者団体等の関係団体等と連携して、リスクコミュニケーションやシンポジウム等の場を活用して、ポジティブリスト制度の概を活用して、ポジティブリスト制度の対応(使用基準の遵守、農薬散布技術の改善等)について周知を図って参ります。また、動物用医薬品及び飼料添加物については、都道府県の関係部局を通じて生産者に対し、ポジティブリスト制度の導入に伴い整備される基準について、周知・指導をお願いすることとしています。なお、動物用医薬品、飼料添加物の製造業者、販売業者や獣医師に対しても、都道府県や関係団体等通じて動物用医薬品、飼料添加物の製造で、販売、使用について、通知や説明会等により周知することとしています。
	食品等 事業者	でしょうか。生産段階での理解が最も重要だと思われます。	います。
39	食品等 事業者	食糧生産の基となる飼料について、ポジティブリスト制度はどう係わってくるのか教えて下さい。	直接的には、飼料添加物などの管理が、より厳密に行われるようになるものと考えます。

	質問者	質問の内容	回答
40	食品等	残留農薬ポジティブリストについて	人員増などはなかなか難しいと思いますが、検査機器
	事業者	・制度化後の検査体制 ・募集された意見と回答 ・規格外品への対応について ・加工食品に対する対応について	の増強などの体制強化は図られるものと考えています。 パブリックコメントで募集した意見と回答については、審議会での検討など、回答が整った段階で公開していきたいと考えています。 規格外品でも食品として販売等されるかぎりにおいては、本制度の対象となります。 加工食品を含む、全ての食品が制度の対象です。加工食品については、農作物などのような一般化した対応よりも、個別の事例ごとに判断するものが多くなると予想しています。
	事業者	食品に使用した農薬等の履歴情報を明らかにする取り組みについて(いわゆるトレーサビリティー)制度上の課題と民間に求められる課題につき具体的に解説して頂きたい。現状よく見かける牛肉の個体識別や、農家の顔が見えるといった情報に重要性を感じない。使用農薬や飼料中の薬品について、輸入食品では調べる術もない。またトレーサビリティのシステム、ソフトウェアには互換性(普遍性)が求められるのではないか。	情報を追跡・遡及できる仕組みであり、生産履歴等の情報公開は必須要件ではなく、システムを導入する事業者の目的や判断によります。また、御指摘のとおり、異なるシステムやコードの互換性は重要な課題の1つと考えており、当方の実証事業においても取り組んでいます。
42	消費者	一般消費者にどのようにして情報開示をされるのか。 食品を選ぶ時、消費者だれもがより安全な食品 を選ぶ事ができるようなシステムになっているのか。	厚生労働省では、プレスリリースを通じた情報発信の他、ホームページ、パンフレット等を通じた情報発信、意見交換会の開催等積極的な情報提供に努めてきているところです。また、プレスリリース資料やQ&A、審議会等の資料、意見交換会における行政からの説明資料などは公開しており、ホームページからも入手が可能です。 食品の安全性の確保については、生産から消費にいたる各段階においてリスク管理を適切に実施するとともに、販売される食品については、検疫所や都道府県等における監視指導を通じて安全性の確保を図ってきているところです。なお、日頃お買い物をされている販売店での食品の取扱いや表示についてご疑問の点等がございましたら、最寄りの保健所にお問い合わせください。
43		先日、長野のレタスが出来すぎて破棄していた。 一方、破棄するレタスをアイスクリームに利用していた。安ければ農家は破棄するため、消費者 は安い農作物が食べられない。安いときは農家 に補助金を出して、消費者によりやすく提供して、高騰したときは補助金を回収して、農家の収入の安定化及び破棄(もったいない)を解消する 方法を検討してほしい。	しかし、今年のように気象条件に恵まれ、国内消費に 対し過剰な供給となった場合は、価格が低迷し、生産者

	質問者	質問の内容	回答
44	消費者	ビジネスかが先行して、消費者には言及しにくい。	ご意見をいただき、ありがとうございました。
45		いまでは、とにかく食べ過ぎの傾向が見られて、その為大量に生産する必要にせまられ、余分な農薬を使用して、広く害を及ぼしたことは事実です。新しい21世紀は、良質の食料品を各人に適当な少量を必要量だけとれば充分であると考えます。それがまた食の安全安心に直結する道です。因みに農薬等への人材派遣業も以上のことを念頭において養成をすすめるのがよいでしょう。	ご意見をいただき、ありがとうございました。